

個人住民税 特別徴収の概要

平成 27 年度に個人住民税特別徴収の対象となる事業所を一斉に指定します。

◎個人住民税の特別徴収とは？

- 事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引きし）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

◎特別徴収による納入方法

○毎年 5 月に特別徴収義務者宛に「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の 10 日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。

※（口座引き落としは手続きが必要となります。）

毎月 10 日引落、土・日、または祝祭日の場合翌営業日）

・金融機関・・・鹿児島銀行，奄美大島信用金庫，奄美信用組合，あまみ農協

現在、特別徴収義務者 200事業所

○退職や休職または転勤等により従業員に異動があった場合は、必ずその事由が発生した日の翌日 10 日までに事業主が従業員の方が住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

「個人住民税の特別徴収の実施について」

こちらをダウンロードしてください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>

「個人住民税の特別徴収に関する事業所向け手引き」

こちらをダウンロードしてください。

<http://www.zenzeikyo.jp/>